

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧いただか、センターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. その他

■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について
当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

- ファンド名称の前に●がつくファンド

お客様が本来保有する口数の100倍の値を表示しています。

(例) 実際のお客様の保有口数が100口の場合、10,000口と表示されます。

- ファンド名称の前に◆がつくファンド

お客様が本来保有する口数の1,000倍の値を表示しています。

(例) 実際のお客様の保有口数が100口の場合、100,000口と表示されます。

■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

- 購入時申込手数料 最大3.85%（税込）

本手数料率は、IFAが媒介する取引の場合に適用されます。

■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率3.3%（税込）のファンドをご購入される場合

(例1) 口数指定で購入する場合（円貨決済）

購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合

申込手数料（税込）=10,000円×100万口÷10,000口×3.3% = 33,000円となり、合計1,033,000円（税込）お支払いただくことになります。

(例2) 口数指定で購入する場合（外貨決済）

購入価額10米ドル（1口あたり）で1万口ご購入いただく場合

申込手数料（税込）=10米ドル×1万口÷1口×3.3% = 3,300米ドルとなり、合計103,300米ドル（税込）お支払いただくことになります。

(例3) 金額指定で購入する場合（〔〕内は外貨決済を選択した場合の例）

100万円[10万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円[10万米ドル]の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円[10万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額（税込）は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

4. 当社の概要

・商号等	マネックス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
・本店所在地	〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
・設立	1999 年 5 月
・資本金	13,195,101,821 円※
・主な事業	金融商品取引業
・加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人 金融先物取引業協会、 一般社団法人 日本暗号資産取引業協会、 一般社団法人 日本投資顧問業協会
・指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
・連絡先	ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。 お客様ダイヤル 0120-846-365（通話料無料） 03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話） ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト	ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト (<https://info.monex.co.jp/company/summary.html>) でご確認ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓口：お客様ダイヤル

電話番号：固定電話 0120-846-365（無料）
：携帯電話・一部 IP 電話 03-6737-1666（有料）

受付時間：8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

以 上

(2024年3月)

KTM_TOUSHIN_2.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

- 投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3.3%（税込）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税込）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

(2021年8月)

WORLDWRAP SELECT

SBIワールドラップ・セレクト

追加型投信 / 内外 / 資産複合

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券(株式・債券・不動産投信・コモデティ等))	年1回	グローバル (含、日本)	ファンド・オブ・ファンズ	あり (米ドル売り円買いヘッジ)

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

●この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「SBIワールドラップ・セレクト」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年5月14日に関東財務局長に提出しており、2024年5月15日にその効力が生じております。

●ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する投資信託説明書(請求目論見書)は委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードできます。

本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しています。また、投資信託説明書(請求目論見書)については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

●ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。

●ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

＜委託会社＞ [ファンドの運用の指図を行う者]

SBIアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第311号

設立年月日:1986年8月29日

資本金:4億20万円(2024年2月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:5兆1,534億71百万円
(2024年2月末現在)

照会先

ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>

電話番号 03-6229-0097

(受付時間:毎営業日の午前9時~午後5時)

 SBI Asset Management

＜受託会社＞ [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

インカム収益の確保を重視し、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行うことを基本とします。

ファンドの特色

1. 低リスク資産を中心に投資を行います。

当ファンドは、主な投資先である「新生・ワールドラップ・ファンド・ステーブル・タイプ(適格機関投資家限定)円ヘッジクラス」(以下「投資先ファンド」といいます。)を通じて実質的な運用を行います。

※投資先ファンドの実質的な運用は、アリアンツ・グローバル・インベスタートーズ・ジャパンが行います。

※低リスク資産とは、先進国国債、投資適格社債等をいいます。詳しくは、<投資先ファンドの概要>をご覧ください。

2. 分散投資を行い、機動的に配分を調整します。

●投資先ファンドを通じて、先進国の債券を中心に世界の株式・債券・リートおよびコモディティ(商品)等に分散投資を行います。

市場環境・経済情勢等に応じて、短期債券・キャッシュ等を組入れない場合(0%)や、短期債券・キャッシュ等のみとなる場合(100%)など、機動的に配分を調整することにより、リターンの向上を図るとともにポートフォリオのリスク水準を年率標準偏差*4%程度に抑えることをめざします。

●現物の株式・債券に加え、上場投資信託(ETF)なども活用します。

*標準偏差とは、価格変動のばらつきを定量的に表す尺度です。標準偏差の値が大きいほど、ばらつきの幅が広く、リスクは大きいとされます。逆に値が小さいほど、ばらつきの幅が狭く、リスクは小さいとされます。

3. 下落リスクの抑制をめざします。

●過去1年の高値からの下落率が10%の範囲内に収まることをめざします。

●投資先ファンドにおいて、原則として米ドル円の為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図ります。

追加的記載事項①

●ポートフォリオのリスク管理に用いる「年率標準偏差」「過去1年間の高値からの下落率」は、当ファンドの基準価額を基に算出されるものではなく、投資先ファンドのポートフォリオ(米ドルベース)の評価額を基に算出されます。リスク水準は、投資先ファンドの運用における目標値であり、投資先ファンドのポートフォリオ(米ドルベース)の評価額に基づく「年率標準偏差」「過去1年間の高値からの下落率」が、短期間で乱高下を繰り返すような相場環境、投資対象資産が全て下落するような相場環境、または市場動向等によっては、必ずしも目標数値内に収まることを保証するものではありません。

●投資先ファンドのポートフォリオ(米ドルベース)の評価額に基づき過去1年間の高値からの下落率を10%の範囲に収めるような運用を行う場合は、短期債券・キャッシュ等の比率が高い運用が継続されることがあります。

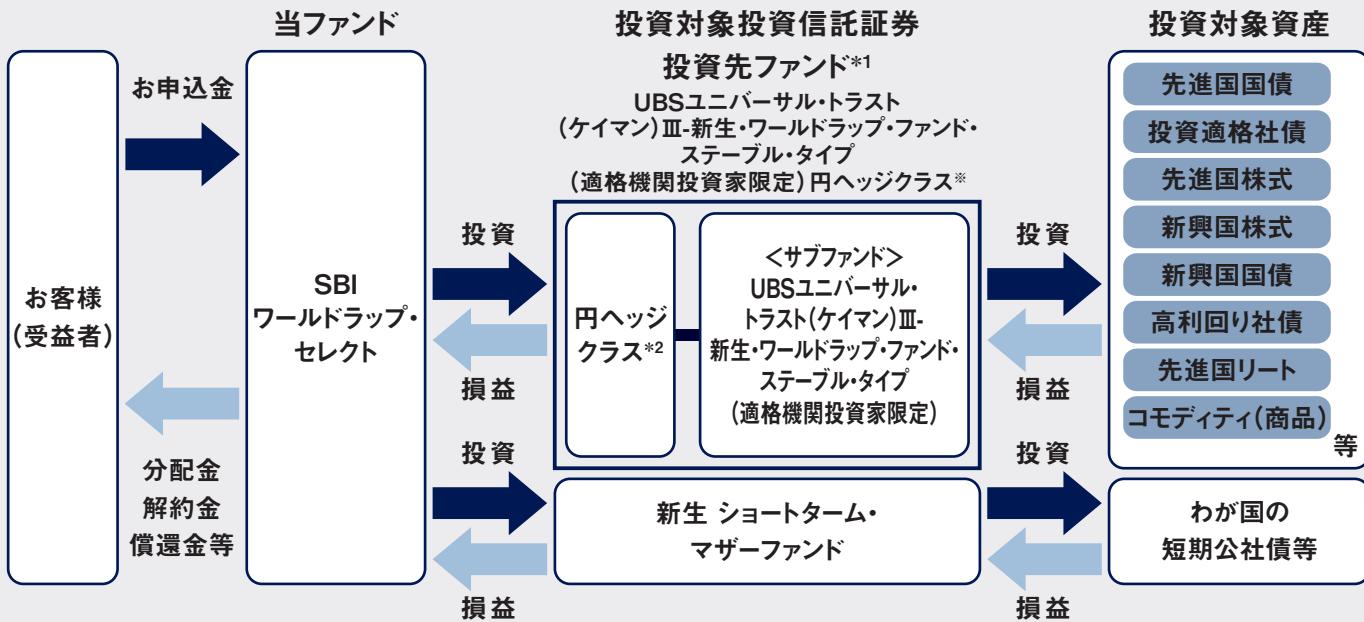
●投資先ファンドのポートフォリオ(米ドルベース)の評価額に基づき過去1年間の高値からの下落率が10%を超えた場合は、その後の投資先ファンドのポートフォリオ(米ドルベース)の評価額における過去1年間の高値からの下落率が10%を下回るまでの間、短期債券・キャッシュ等100%での運用が継続されることがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。原則として、投資先ファンドの組入比率を高位に保ちます。



*1 投資先ファンドへの投資資金は、クラスを通じてサブファンドで運用されます。

*2 原則として、米ドル円の為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図ります。但し、米ドル建て以外の資産へ投資した場合、運用の効率性等を考慮して、一部為替ヘッジを行わないことがあります。

*3 クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)III-新生・ワールドラップ・ファンド・ステーブル・タイプ(適格機関投資家限定)
円ヘッジクラスは、2024年3月1日付でUBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)III-新生・ワールドラップ・ファンド・ステーブル・タイプ(適格機関投資家限定)円ヘッジクラスに名称変更されました。(以下同じ。)

追加的記載事項② <投資先ファンドの概要>

ファンド名	UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)III-新生・ワールドラップ・ファンド・ステーブル・タイプ(適格機関投資家限定)円ヘッジクラス
形態	ケイマン籍円建て外国投資信託受益証券(契約型投資信託)
主な投資対象	低リスク資産:先進国国債、投資適格社債等 高リスク資産:先進国株式、新興国株式、新興国国債、高利回り社債、先進国リート、コモディティ(商品)等
主な投資態度	①標準偏差を年率4%程度とします。 ②過去1年の高値からの下落率を10%とします。 ③原則として、高リスク資産への実質的な投資割合の合計は、純資産総額の20%以内とします。 ④米ドル建て以外の資産へ投資した場合、原則として対米ドルで為替取引を行い為替リスクの低減を図ります。但し、運用の効率性等を考慮して、一部為替ヘッジを行わないことがあります。 ⑤純資産総額を米ドル換算した額に対して、原則として、対円での為替ヘッジを行います。
管理会社	UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド*
副投資運用会社	アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ジャパン

*上記の「標準偏差」、「過去1年の高値からの下落率」、「投資割合」は、投資先ファンドのポートフォリオ(米ドルベース)における目標数値です。また、必ずしも目標数値内に収まることを保証するものではありません。

*クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドは、2024年3月1日付でUBSマネジメント(ケイマン)リミテッドに名称変更されました。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

主な投資制限

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・株式への直接投資は行いません。

分配について

原則として、毎年8月13日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して委託会社が決定します。

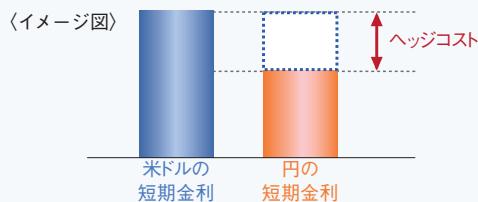
分配金はあらかじめ一定の額をお約束するものではなく、分配金は増減したり支払われない場合もあります。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
							分配金				

※上記のイメージは、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

為替ヘッジおよびヘッジコストについて

米ドル建て資産に対し、対円で為替ヘッジする場合のヘッジコスト



円の短期金利が米ドルの短期金利よりも低い場合にヘッジコストが発生します。一方、米ドルの短期金利が円の短期金利よりも低い場合には、ヘッジプレミアムが発生する場合があります。

●「為替ヘッジ」とは、通貨の先渡取引*等を利用して、あらかじめ将来の為替レートを予約しておくことにより、為替変動リスクを低減することです。

●米ドルと円の取引で為替ヘッジを行う場合、日米の短期金利差相当分のヘッジコストがかかります。(円の短期金利が米ドルの短期金利よりも低い場合)

*先渡取引とは、将来のある時点を受渡日として、あらかじめ決定した価格ないしレートで行う取引です。

注)日米短期金利差の変動に伴い、為替ヘッジの際に支払われるヘッジコストの水準は変動します。また、実際の運用における為替ヘッジ取引では、為替先渡取引等が用いられるため、実際のヘッジコストと左記イメージ図で示される短期金利差とは一致しないことがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがあります。これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

価格変動リスク	当ファンドは、投資先ファンドを通じて、実質的に世界各国の株式、債券、リート、または株価指数、債券指数、リート指数、コモディティ指数等に連動したETF等に投資を行います。そのため、株式、債券、リート、コモディティ等の価格の下落は、当ファンドの基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。 また、当ファンドは、投資先ファンドを通じて、実質的に世界各国の株価指数、債券指数、リート指数、コモディティ指数等に係る上場先物取引のポジションを持ちます。先物取引の買いポジションは、先物価格が下落した場合に損失が発生し、売りポジションは、先物価格が上昇した場合に損失が発生します。それらの損失は、当ファンドの基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。
為替変動リスク	当ファンドは、投資先ファンドを通じて、実質的に外貨建て資産に投資するため、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、政治情勢、為替市場の動向やその他の要因により大きく変動することがあります。 また、当ファンドは、投資先ファンドにおいて、米ドル売り円買いの為替ヘッジ取引を行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクの全てを排除するものではありません。円と投資対象通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。為替ヘッジ取引を行うにあたり、円金利が当該通貨の金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。
カントリーリスク	当ファンドは、投資先ファンドを通じて、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。特に新興国は先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済状況等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。また、政治不安などが金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。新興国は先進国と比較して、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化や経済危機等が起りやすいリスクもあります。さらに大きな政策転換、規制の強化、政治体制の大きな変化、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリーリスクを伴います。
信用リスク	当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化、およびそれに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起りやすいリスクがあります。

投資リスク

その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受け付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

委託会社のリスク管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各委員会を設けて行っております。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記体制は、今後変更となる場合があります。

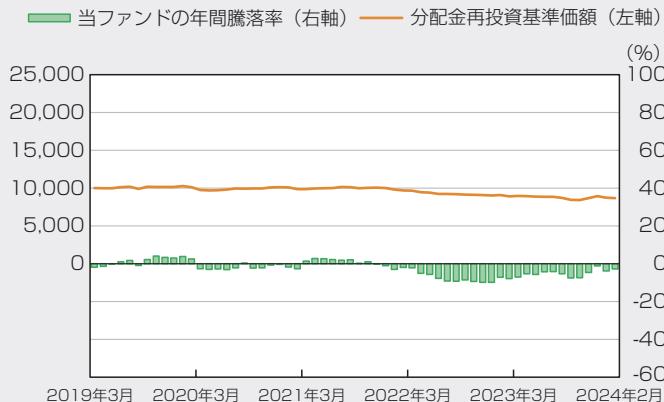
ファンドの主なリスクおよび留意点は上記のとおりですが、ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは上記に限定されるものではありません。

投資リスク

(参考情報)

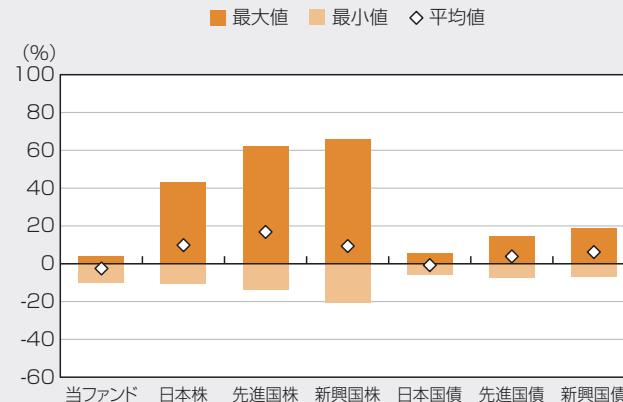
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

(2019年3月～2024年2月)



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2019年3月～2024年2月)



投資
リスク

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	4.0	42.8	62.2	65.6	5.5	14.8	18.9
最小値	△9.8	△10.6	△13.6	△20.4	△5.6	△7.1	△6.6
平均値	△2.5	9.8	16.8	9.3	△0.7	3.9	6.1

*上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。2019年3月末を10,000として指数化しております。

*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。

①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。

②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

〈代表的な各資産クラスの指標〉

日本株…Morningstar 日本株式指數

先進国株…Morningstar 先進国株式指數(除く日本)

新興国株…Morningstar 新興国株式指數

日本国債…Morningstar 日本国債指數

先進国債…Morningstar グローバル国債指數(除く日本)

新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指數

※海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指標は、全て税引前利子・配当込み指標です。

〈各指標の概要〉

日本株: Morningstar 日本株式指數は、Morningstar, Inc.が発表している株価指數で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株: Morningstar 先進国株式指數(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指數で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株: Morningstar 新興国株式指數は、Morningstar, Inc.が発表している株価指數で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債: Morningstar 日本国債指數は、Morningstar, Inc.が発表している債券指數で、日本の国債で構成されています。

先進国債: Morningstar グローバル国債指數(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指數で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債: Morningstar 新興国ソブリン債指數は、Morningstar, Inc.が発表している債券指數で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

運用実績

(2024年2月末現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後の値です。

基準価額 (1万口当たり)	8,641円
純資産総額	10.2億円

分配の推移

決算期	分配金
19年8月	0円
20年8月	0円
21年8月	0円
22年8月	0円
23年8月	0円
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、課税前です。

主要な資産の状況

※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

	銘柄名	国／地域	種別	構成比率
1	US TREAS NTS 2.75% 02/28/25	米国	国債	10.92%
2	ISHARES CORE MSCI WORLD	アイルランド	上場投資信託	8.56%
3	US TREAS NTS 0.25% 05/31/25	米国	国債	7.29%
4	US TREAS NTS 2.375% 05/15/27	米国	国債	6.88%
5	US TREAS NTS 3.875% 11/30/29	米国	国債	6.86%
6	US TREAS BDS 1.25% 05/15/50	米国	国債	5.77%
7	US TREAS NTS 2.75% 08/15/32	米国	国債	5.31%
8	ISHARES CORE MSCI WORLD	アイルランド	上場投資信託	5.27%
9	US TREAS BDS 4.75% 02/15/41	米国	国債	4.67%
10	US TREAS NTS 0.625% 03/31/27	米国	国債	3.43%

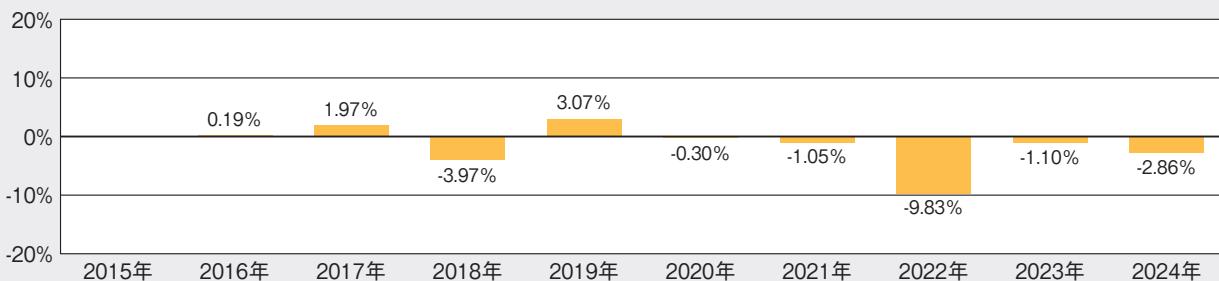
※構成比率は投資先ファンドの純資産総額を100%として計算しています。

※2024年2月末時点のデータを使用しています。

年間収益率の推移

※設定日以降の収益率を表示しています。<暦年ベース>

※当ファンドにベンチマークはありません。



※ファンドの収益率は、課税前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。

※2016年は設定日(12月16日)から年末まで、2024年は年初来2月末までの収益率を表示しています。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して、8営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2024年5月15日から2024年11月13日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口の換金には制限を行う場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として、2026年8月13日までとします。(2016年12月16日設定) ※委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、信託期間を延長することができます。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認(書面決議)し、受託会社と合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 <ul style="list-style-type: none">・「新生・ワールドラップ・ファンド・ステーブル・タイプ(適格機関投資家限定)円ヘッジクラス」が償還となった場合(書面決議なし)・受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	原則として、毎年8月13日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年1回の決算時に、原則として収益の分配を行います。 ※分配金を受け取る「一般コース」と、自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。なお、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	1兆円を上限とします。
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbi-am.co.jp/
運用報告書	毎年8月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。 ※税制が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入および換金のお申込みはできません。 <ul style="list-style-type: none">● ニューヨークの銀行休業日● ニューヨーク証券取引所の休業日● フランクフルト証券取引所の休業日● ロンドンの銀行休業日● ロンドン証券取引所の休業日

手続・手数料等

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。	当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。
信託財産留保額	かかりません。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬) (括弧内数字は税抜)	当ファンドの運用管理費用・年率 (信託報酬)	0.693% (0.63%)	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額が日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末（休業日の場合は翌営業日）または信託終了のときにファンドから支払われます。
	(委託会社)	0.308% (0.28%)	委託した資金の運用の対価です。
	(販売会社)	0.352% (0.32%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。
	(受託会社)	0.033% (0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
	投資対象とする 投資信託証券・年率	0.47%	管理・投資運用等の対価です。
	実質的な負担・年率	1.163%程度(税込)	
その他の費用・ 手数料	当ファンド	信託事務の処理に要する 諸費用等	法定書類等の作成費用、法律・税務顧問への報酬等です。 当該費用が日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とします。
		財務諸表監査に関する費用	監査に係る手数料等（年額682,000円（税込））です。 当該費用が日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから監査法人に支払われます。
	投資先ファンド	受託報酬	運用財産の管理の対価です。 年間報酬額として最大10,000米ドルが投資先ファンドから受託会社に支払われます。
		管理事務代行報酬、 保管報酬等	事務代行および保管ならびに資産管理等に対する対価が、投資先ファンドから管理事務代行会社および保管会社に支払われます。
		運営および一般管理費	法定書類等の作成費用、法律・税務顧問への報酬、税金等です。
		組入有価証券等の売買の際に発生する取引手数料	組入有価証券等の売買の際、発注先証券会社等に支払う手数料等です。
		ファンド設立費用 (弁護士費用等)	投資先ファンドの設立の際に弁護士等に支払う手数料等です。
		監査報酬	投資先ファンドの監査に関して監査法人に支払う手数料です。

*「その他の費用・手数料」につきましては、運用状況等により変動するものであり、一部を除き、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間に応じて異なりますので表示することができません。

手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2024年2月末現在のものです。分配時の税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書の作成対象期間は2022年8月16日～2023年8月14日です。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.30%	0.69%	0.61%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他の費用には、投資先ファンド(ファンドが組入れている投資信託証券(マザーファンドを除く))にかかる費用が含まれています。
なお、投資先ファンドの運用管理費用以外の費用を除いています。

※投資先ファンドの費用については、運用会社等より入手した概算値を使用している場合があります。

※各比率は、年率換算した値です。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

